

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱要領の特例

この特例は、新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下同じ。）が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱要領の特例を規定する。

1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例

(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同第13条（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）関係

新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)又は16(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。

(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）関係

退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又

は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算するものとする。

付 則

- 1 この特例は、平成12年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者並びに同日以後に上場株券の市場第一部銘柄指定基準第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社から適用する。
- 2 この特例は、平成32年6月末日限り、その効力を失う。

付 則

この特例は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。